

青森県報

号外第四十五号

令和六年
七月八日
(月曜日)

目次

公安委員会

○令和6年度青森県警察官採用試験(警察官B) 公告……………(警務課)…1

公安委員会

令和6年度青森県警察官採用試験(警察官B) 公告

令和6年度青森県警察官採用試験(警察官B)を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験(警察官B(男性))第1次試験については、神奈川県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

令和6年7月8日

青森県警察本部長 小野 寺 健 一

1 試験の種類及び程度

| 種類 | 区分 | 採用予定日 | 程度 |
|-------------------|----|----------|----------|
| 警察官採用試験 (警察官B) | 男性 | 令和7年4月1日 | 高等学校卒業程度 |
| | 女性 | | |

※ 他都県で採用される者は、令和7年4月1日以降の採用となる。

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

| 種類 | 区分 | 青森県 | 神奈川県 | 警視庁 | |
|------|----|-------|-------|------|------|
| | | | | 5人程度 | 2人程度 |
| 警察官B | 男性 | 38人程度 | 10人程度 | | |
| | 女性 | | | | |

注 警察官B(男性)受験者は、上記都県(青森県を除く。)の中から1都県を

第2志望として選択することができる。

なお、青森県の第1次試験に合格した場合、第2志望は考慮されない。

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格

| 試験区分及び程度 | 実施機関 | 受験年齢 | | 資格等 |
|------------------------|-------------|-----------|-----------|--|
| | | 年 | 齢 | |
| 警察官B(男性)学 校卒業程 度 | 青森県 | 平成19年4月1日 | 平成19年4月1日 | 学校教育法による大学(短期大学を) 以下「大学」とし、令和7年3月31日までに卒業する者(卒業見込みの者)を 除く。卒業する者(卒業見込みの者)を 除く。卒業する者(卒業見込みの者)を 除く。 |
| | 神奈川県 警視庁 | 平成19年4月1日 | 平成19年4月1日 | |
| 警察官B(女性)学 校卒業程 度 | 青森県 | 平成19年4月1日 | 平成19年4月1日 | |

注 受験資格中「人事委員会が同等の資格があると認める者」については、青森県又は志望する都県で異なるので、それぞれが問合せに応じる。

(2) 受験申込みの時点で次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち次のいずれかに該当する者
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 志望先の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加えた者
- 4 試験の日時、場所及び合格発表

| 試験 | 試験日時 (開始時刻) | 場 所 | | 合 格 発 表 日 | 発 表 方 法 |
|-----------|-----------------------|----------|---------------------------------------|------------------|---|
| | | 試験地 | 試験会場 | | |
| 第 1 次 試 験 | 9月29日(日) (午前9時10分) | 青森市 | 青森県工業 立青森工業 高青森工業 立青森工業 | 10月4日(金) (予定) | 【青森県】に書面で合格者名簿を提出し、合格者名簿を提出した者について、青森県警察本部に届出を済ませる。【(以外)】青森県に異なる各都府県に、各都府県に届出を済ませる。 |
| | | 弘前市 | 青森県立中央 立青森県立中央 高青森県立中央 | | |
| | | 八戸市 | 青森県立八戸東 立青森県立八戸東 高青森県立八戸東 | | |
| | | 埼玉県さいたま市 | 青森県立シニツクイ 立青森県立シニツクイ 高青森県立シニツクイ | | |
| 第 2 次 試 験 | | 青森県 | 青森県以外 | | |
| 青森県 | 11 月 中 旬 | 青森市 | 青森県警青森警察学校 | 12月上旬 | |
| 青森県以外 | 11 月 下 旬 | 青森市 | 青森県警青森警察学校 | 2月上旬 | |

(1) 試験の種目及び内容

| 試験 | 種 目 | 内 容 | | |
|-----------|--|--|--|------------|
| 第 1 次 試 験 | 適性検査 | 警察官としての適性について、質問紙法による検査を行う。 | | |
| | 教養試験 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う(50題、2時間)。 【出題分野】社会、人文、自然、数 理的推論、資料解釈 | | |
| 第 2 次 試 験 | 作文試験 【第1回】 【第2回】 【第3回】 【第4回】 【第5回】 【第6回】 【第7回】 【第8回】 【第9回】 【第10回】 【第11回】 【第12回】 【第13回】 【第14回】 【第15回】 【第16回】 【第17回】 【第18回】 【第19回】 【第20回】 【第21回】 【第22回】 【第23回】 【第24回】 【第25回】 【第26回】 【第27回】 【第28回】 【第29回】 【第30回】 【第31回】 【第32回】 【第33回】 【第34回】 【第35回】 【第36回】 【第37回】 【第38回】 【第39回】 【第40回】 【第41回】 【第42回】 【第43回】 【第44回】 【第45回】 【第46回】 【第47回】 【第48回】 【第49回】 【第50回】 【第51回】 【第52回】 【第53回】 【第54回】 【第55回】 【第56回】 【第57回】 【第58回】 【第59回】 【第60回】 【第61回】 【第62回】 【第63回】 【第64回】 【第65回】 【第66回】 【第67回】 【第68回】 【第69回】 【第70回】 【第71回】 【第72回】 【第73回】 【第74回】 【第75回】 【第76回】 【第77回】 【第78回】 【第79回】 【第80回】 【第81回】 【第82回】 【第83回】 【第84回】 【第85回】 【第86回】 【第87回】 【第88回】 【第89回】 【第90回】 【第91回】 【第92回】 【第93回】 【第94回】 【第95回】 【第96回】 【第97回】 【第98回】 【第99回】 【第100回】 | 一般的課題により職務の遂行に必要な意見、判断力、思考力等について記述試験を行う(800字以内、1時間)。 【第1回】 【第2回】 【第3回】 【第4回】 【第5回】 【第6回】 【第7回】 【第8回】 【第9回】 【第10回】 【第11回】 【第12回】 【第13回】 【第14回】 【第15回】 【第16回】 【第17回】 【第18回】 【第19回】 【第20回】 【第21回】 【第22回】 【第23回】 【第24回】 【第25回】 【第26回】 【第27回】 【第28回】 【第29回】 【第30回】 【第31回】 【第32回】 【第33回】 【第34回】 【第35回】 【第36回】 【第37回】 【第38回】 【第39回】 【第40回】 【第41回】 【第42回】 【第43回】 【第44回】 【第45回】 【第46回】 【第47回】 【第48回】 【第49回】 【第50回】 【第51回】 【第52回】 【第53回】 【第54回】 【第55回】 【第56回】 【第57回】 【第58回】 【第59回】 【第60回】 【第61回】 【第62回】 【第63回】 【第64回】 【第65回】 【第66回】 【第67回】 【第68回】 【第69回】 【第70回】 【第71回】 【第72回】 【第73回】 【第74回】 【第75回】 【第76回】 【第77回】 【第78回】 【第79回】 【第80回】 【第81回】 【第82回】 【第83回】 【第84回】 【第85回】 【第86回】 【第87回】 【第88回】 【第89回】 【第90回】 【第91回】 【第92回】 【第93回】 【第94回】 【第95回】 【第96回】 【第97回】 【第98回】 【第99回】 【第100回】 | | |
| | | 面接試験 | 警察官に就く人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う(姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価)。 | |
| | | 適性検査 | 警察官としての適性について、作業検査法による検査を行う。 | |
| | | 体力検査 | 警察官として職務遂行上必要な体力についての4種類の検査を行う。 | |
| 2 | 右の基準により、行う。 | 男性 (青森県の場合) | 女性 | |
| | | 20mシヤン トルラ | 折返回数が24回以上 | 折返回数が14回以上 |
| | | 反復横跳び | 36回以上/20秒 | 32回以上/20秒 |
| | | 腕立て伏せ | 19回以上 | 10回以上 |
| 力 | 左右平均28kg以上 | 左右平均20kg以上 | | |
| | 男性 (青森県の場合) | 女性 | | |
| 視力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 | | | |
| 色覚 | 職務の遂行に支障のないこと。 | | | |
| その他 | 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。 | | | |

※ 上記項目については、医療機関等において検査した身

5 試験の方法

体检査書の提出を求める(検査料は個人負担となる)。

注 青森県以外の都県では第2次試験の種目が異なる場合があるため、詳しくは各都県が問合せに応じる。

(2) 配点の基準等

| 第1次試験 | 第 2 次 試 験 | | | | | 合計 |
|-------|-----------|----------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 適性検査 計 | 作文 試験 | 面接試験 | | 適性検査 計 | |
| (集団) | | | (個別) | 適性検査 (適否) | | 体力検査 (適否) |
| 80 | 80 | 40 | 75 (適否) | 100 (適否) | 40 (適否) | 255 |
| | | | | | | 335 |

注1 表中「適否」とあるのは、適否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。

- 2 第2次試験で設定された適否基準のいずれかを満たさない場合には、作文試験は採点されない。
 - 3 体力検査の適否基準では、4種目のうち2種目以上が基準値を満たす必要がある。
 - 4 身体検査の適否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」ことが必要である。また、各項目(視力・色覚)ごとの基準を満たす必要がある。
 - 5 青森県以外の都県の配点の基準は異なる場合があるため、詳しくは各都県が問合せに応じる。
- (3) 第1次試験における資格加点について
下表の対象資格等を有する者で、加点を申請する場合は、第1次試験の得点に一定点を加点する。

| 資格等区分 | 対象資格等【証明書類】 | 加点基準 | | 加点数 |
|-------|--------------------------------------|------|----|-----|
| | | 初段 | 二段 | |
| 柔道 | 【段位証書、段位証明書】 <small>講道館認定</small> | 初段 | | 1点 |
| | | 二段 | | 2点 |
| | | 三段以上 | | 3点 |

| 剣道 | 全日本剣道連盟認定 【段位証書、段位証明書】 | 初段 | | 1点 |
|-------|--------------------------------------|--------|------|----|
| | | 二段 | 三段以上 | |
| 英語 | 【実用英語技能検定 スコアレポート等】 | 準1級以上 | | 2点 |
| | | 2級 | | 3点 |
| | TOEIC (IPテストを除く) 【合格証明書、スコアレポート等】 | 470点以上 | | 2点 |
| | | 730点以上 | | 3点 |
| | | 460点以上 | | 2点 |
| | TOEFL (PBT) 【合格証明書、スコアレポート等】 | 550点以上 | | 3点 |
| | | 140点以上 | | 2点 |
| | TOEFL (CBT) 【合格証明書、スコアレポート等】 | 213点以上 | | 3点 |
| | | 48点以上 | | 2点 |
| | TOEFL (iBT) 【合格証明書、スコアレポート等】 | 79点以上 | | 3点 |
| C級 | | | 2点 | |
| B級以上 | | | 3点 | |
| 中国語 | 国際連合公用語英語検定 【合格証明書、スコアレポート等】 | B級以上 | | 3点 |
| | | 3級 | | 2点 |
| | 中国語検定 【合格証明書、スコアレポート等】 | 2級以上 | | 3点 |
| | | 4級 | | 2点 |
| | | 5級以上 | | 3点 |
| 韓国語 | 中国語コミュニケーション能力検定 【合格証明書、スコアレポート等】 | 400点以上 | | 2点 |
| | | 550点以上 | | 3点 |
| | 韓国語能力試験 【合格証明書、スコアレポート等】 | 4級 | | 2点 |
| | | 5級以上 | | 3点 |
| ベトナム語 | ハンゲル能力検定 【合格証明書、スコアレポート等】 | 準2級 | | 2点 |
| | | 2級以上 | | 3点 |
| | 実用ベトナム語技能検定 【合格証明書、スコアレポート等】 | 4級 | | 2点 |
| | | 3級以上 | | 3点 |

| | | |
|---------------|------------------|----|
| 情報処理 技術者試験 | 基本情報技術者試験 【合格証書】 | 2点 |
| | 応用情報技術者試験 【合格証書】 | 3点 |

注1 申請できる資格は、同一資格等区分で1つ、最大2つの資格等区分までとする。

注2 対象資格等の級等に応じて加点するため、最上位の対象資格等を申請する。

(4) 最終合格者の決定方法

最終合格者は、試験の種目ごとに設定している適否基準を全て満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

6 受験の手続

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

| | |
|--------------|--|
| ダウンロード | 青森県警察ホームページからダウンロードができる。 |
| 配布場所 での入手 | 青森県警察本部警務課、県内各警察署、青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、青森県東部地域連携部外情報センタースタッフで入手できる。 |
| 郵送での 請求 | 封筒の表に「警察官B試験案内請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県警察本部警務課に請求することにより入手できる。郵料金が異なる場合があるため、青森県警察本部警務課に確認する。 |

(2) 受験申込方法及び受付期間

ア インターネットにより申し込む場合

| | |
|------------|--|
| 受験申込 方法 | 青森県警察ホームページを經由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力する。電子申請・届出システムの「ホームページ」で確認できる。 |
| 受付期間 | 各種資格加点を申請する場合は、資格を証明する書類の写しを郵送又はメール(C251101@mail.police.pref.aomori.jp)で提出する(第1次試験当日に証明書類の原本を確認する。) 7月16日(火)午前8時30分から8月30日(金)午後5時15分までの間に「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。 |

| | |
|-------------|--|
| 受験票等の 交付 | 9月13日(金)に青森県警察ホームページに「受験番号一覧表」及び「写真票」を掲載するので、「第1次試験前日」までにこれらを必ず確認し、所定の方法により、「受験票」及び「写真票」を作成する。 |
|-------------|--|

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

| | | |
|------------|--|---|
| 受験申込 方法 | 直接持参 | 受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住所・氏名を明記の上、これらを青森県警察本部警務課又は最寄りの県内各警察署に提出する。 |
| | 郵送 | 封筒の表に「警察官B試験申込」と朱書きし、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で青森県警察本部警務課に郵送する。 |
| 受付期間 | 各種資格加点を申請する場合は、資格を証明する書類の写しも送付する(試験当日に証明書類の原本を確認する。) 7月16日(火)から8月30日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けけない。) 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、8月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。 | |
| 受験票の 交付 | 受験票は、9月18日(水)までに届くように発送する。9月20日(金)までに到着が確認されない場合は、青森県警察本部警務課が問合せに応じる。 | |

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

- (1) この試験の最終合格者は、県の作成する採用候補者名簿に登録され、各県警察本部長又は警視總監からの請求等に応じて同名簿の中から決定される。
 - (2) 採用候補者名簿に登録されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。
 - (4) 青森県以外の都県の採用候補者名簿の作成及び採用の方法は、各都県が問合せに応じる。
- 8 初任給その他の給与
- (1) 青森県の場合(令和6年4月現在、新卒者の場合)

| 初 任 給 | 手 当 関 係 | 被 服 |
|-------------------|--|--|
| 高 校 卒 198,600円 | 6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に当てはまる場合は、通勤手当、住居手当、等が支給される。 | 採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ワイドパンツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。 |
| 短 大 卒 213,000円 | | |

(2) 青森県以外の都県の給与等については、各都県で問合せに応じる。

9 採用の時期

(1) 採用の時期は、令和7年4月1日であるが、青森県以外の都県は令和7年4月1日以降となる。

(2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校（全寮制）に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置管理係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の情報提供

青森県の採用試験の結果は、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供を行う。受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、青森県警察本部警務課に来庁すること（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。）。

| 申出できる者 | 提供する情報 | 提供できる期間 | 開示場所 |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------------|------------|
| 青森県の第1次試験の不合格者（青森県のみを志望した者） | 第1次試験の得点及び順位 | 第1次試験合格発表の日から1か月間 | 青森県警察本部警務課 |
| 青森県の第1次試験を不合格者（他都県を第2志望とした者） | 第1次試験の得点及び順位 | 令和7年3月1日から1か月間 | |
| 青森県の第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合 | 最終合格発表の日から1か月間 | |

得点及び最終順位

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭